

第1回特別職の報酬等検討小委員会会議結果報告書

開催日時	平成17年 8月29日(月) 13:30~15:50					
開催場所	宮城県古川合同庁舎 1階 大会議室					
委員の出欠 出席者 欠席者×	委員 (古川市住民)	進藤 恵美		委員 (団体代表)	佐藤 光利	
	委員 (松山町住民)	佐々木 芳子		委員 (団体代表)	青木 しづ江	
	委員 (三本木町住民)	鹿野 知巳		委員 (団体代表)	中鉢 照子	
	委員 (鹿島台町住民)	鈴木 雄一		委員 (団体代表)	高橋 克幸	
	委員 (岩出山町住民)	中川 京子		委員 (古川市住民代表)	門脇 基	
	委員 (鳴子町住民)	大江 征一		委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美	
	委員 (田尻町住民)	齋藤 鈴男		委員 (三本木町住民代表)	栗原 和子	
	委員 (団体代表)	相澤 成典	×	委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲	
	委員 (団体代表)	松本 信輔		委員 (岩出山町住民代表)	氏家 登志子	
	委員 (団体代表)	手代木 悟	×	委員 (鳴子町住民代表)	八鍬 利恵	
	委員 (団体代表)	山田 成樹		委員 (田尻町住民代表)	白旗 成典	
				出席者20名・欠席者2名		
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透				
総務班: 班長 伊藤英一, 班員 高橋勝						
広報広聴班: 班長 今藤幸男, 主任 中田健一, 班員 菅原和成						
傍聴者	一般 2名 ・ 報道関係 3名					
委員長の署名						

会議次第

1	開 会
2	開会の挨拶
3	委嘱状交付
4	委員紹介
5	委員長及び副委員長の選出について
6	協議事項 (1) 特別職の報酬等検討小委員会設置要綱(案)について (2) 特別職の報酬等検討体制について (3) 特別職の報酬等の検討スケジュールについて (4) 検討する特別職について (5) 小委員会における特別職の報酬等の調整方針(案)について (6) 次回会議の開催について (7) その他
7	閉会の挨拶
8	閉 会

議事の概要

- 1 開会…総務班 高橋（司会進行）
- 2 開会の挨拶…大崎地方合併協議会 佐々木会長
- 3 委嘱状交付…委員を代表して進藤委員へ交付
- 4 委員紹介…広報広聴班 今藤班長
- 5 委員長及び副委員長の選出について…仮議長岩出山町住民代表 氏家登志子委員を選出
事務局 岡本次長…事務局案の提示を求められ、協議会第3号委員から委員長を選出、また、
地域を考慮した上で住民代表、そして団体代表からそれぞれ1名の副委員長を選出することを
提案。
委員…異議なし。
休憩中に委員区分毎に協議し、仮議長に名簿（案）を提出
仮議長 氏家委員…協議の結果、委員長に協議会第3号委員 白旗成典委員、副委員長に古川
市住民代表 進藤恵美委員、(社)古川青年会議所理事長 高橋克幸委員に決定してよいか諮る。
委員…異議なし。

6 協議事項…議長 白旗委員長

- (1) 特別職の報酬等検討小委員会設置要綱（案）について
事務局岡本次長より、資料（P3～8）に基づき説明。
大崎地方合併協議会規約、小委員会規程、特別職の報酬等検討小委員会設置要綱（案）
の設置、組織、検討内容、検討期間、報告について説明。
原案のとおり確認。
- (2) 特別職の報酬等検討体制について
事務局岡本次長より、資料（P9）に基づき説明。
特別職の報酬等の決定に至るまでの検討体制をとる組織の内容について説明。
原案のとおり確認。
- (3) 検討スケジュールについて
事務局岡本次長より、資料（P10）に基づき説明。
検討体制における各組織の検討スケジュールについて、小委員会を3回程度開催し、
11月末までに協議会へ報告する旨の説明。
原案のとおり確認。

【協議事項に関わる意見等の概要】

委員 ・特別職の報酬額を検討する際の参考とするため、一般職の給料体系の提示はあるのか。
どのような資料で検討し、判断すればよいか全体的な流れについて説明していただきたい。
事務局・職員の給料については、現在担当部会・分科会で協議している。検討する特別職と全体的
な流れについては、この後、次第に基づいて説明を予定している。

(4) 検討する特別職について

事務局総務班伊藤班長より、資料（P11～18）に基づき説明。
特別職について規定している各関係法令について説明。
現在1市6町に設置されている附属機関等の委員の例について説明。特別職については、
1市6町の現状を整理している段階であり、次回小委員会の開催前にできる限り早い
時期に各小委員会委員へ送付したい。併せて類似団体と近隣市の状況について参考資料
として送付する旨の説明。
原案のとおり確認。

【確認事項に関わる意見等の概要】

委員 ・類似団体は人口規模が同じというだけではなく、財政状況の規模が同じでなければ参考と
ならないと感じている。

事務局 ・類似団体は、人口規模と産業構造で区分されている。財政状況が同じ団体を調べて比較
することは困難であり、参考資料としては総務省で発表している類似団体の状況を提示
したいと考えている。

(5) 小委員会における特別職の報酬等に係る調整方針(案)について

事務局総務班伊藤班長より、資料(P19~25)に基づき説明。

小委員会として、これから効率的な検討・協議をしていくため、共通の判断材料として、
あらかじめ一定のルールである調整方針を定めた方がよいのではないかという考えから、
調整方針(案)を提案するものである。報酬等の額について関連する協定項目については、
具体的に調整の基準を示しているものがあるが、このような特別職の報酬等の額について
は協定内容を尊重していただきたい。また、その他の協定項目についても協定項目間の
バランスを考慮して同じような調整方針とすることを提案する旨の説明。

原案のとおり確認。

【協議事項に関わる意見等の概要】

委員 ・これまで協議会では、設置をするものについては、行政サービスの低下や行政運営の停滞
の防止、激変緩和の部分については、協定項目として整えてきたと思っている。本日の
調整方針に対しては、合併の一つの考え方として行財政改革は非常に大事だと考えている。
古川市・類似団体の額を参考として額を決めるのか、行財政改革を見据えて予算を考慮
して検討するのか、事務局がどのように捉えているのか質問したい。

事務局 ・合併は、最大の行革であると捉えて取り組んできた。とりわけ人件費が占める割合は大き
いものであり、合併することによる議員の減少や各種委員会委員の人数の減少、また、
職員においても10年間で400人削減することとしており、すでに行革に入っているとい
うことをご理解いただきたい。特別職の報酬等に関連する協定項目として資料を提示し
ているが、合併協定項目については、合併の議決の判断基準として捉えているものであり、
内容を変更することはできないと考えている。協定項目の中には報酬等の額の決定基準が
調っているものがあり、小委員会の調整方針においては協定項目の内容を尊重して検討し
てはいかがかという提案をしているものである。ただし、協定項目には額は入っていない
ものであり、他との比較ということで類似団体の資料を提示するものである。人口や産業
構造以外にも面積、財政力ということもあり、一概に比較はできないかもしれないが、
目安としては類似団体と考えている。また、県内の市の状況も考慮して額について議論し
ていただきたいと思っている。調整方針(案)については、一定のルールを作って議論し
た方がいいのではないかとこの考え方によって提案していることをご理解いただきたい。

委員 ・私たちとすると聖域に触れることになり、心構えが必要だと思っている。この小委員会
で協議する内容については、決して小さな問題ではなく、協定項目の中の一部を調べていく
ということであり、責任が出てくると思っている。小委員会では闇雲に決めたのではなく、
下資料があって決めたということと、方針に基づいて協議していくということは確認した
ほうが思っており、事務局の説明は理解したものである。

委員 ・決定した額については、新市においてはいつまで有効となるのか。合併の趣旨は行政改革
だと思っている。生活の基盤を最低限度確保するものとボランティアを分ける必要がある
と思う。額を決めなければならない一覧が示されていないので、小委員会で決めなければ
ならないポイントを絞っていただきたい。どういう内容の仕事をしているのか分からない
ままに決めることはできないので、分かるような一覧性の資料の作成をお願いしたい。

事務局・合併日に専決処分という手続きをすることとなり，報酬額は専決処分で決定される。新市において報酬額が適当でないとした場合には随時改正されると思っている。小委員会では，専決処分される特別職の報酬等の案を検討していただき，協議会で決定したものを新市の条例に組入れることとなる。

一覧となる資料については，調整方針に基づいて事務レベルで作成し，検討していただきたいと思っている。

議長・事務局からは，闇雲にそれぞれの額を決めていくのではなく，一定の方針を出したほうがいいのではないかと提案をいただいている。調整方針（案）に問題がなければ，調整方針に基づいた資料を提示するという事です。また，特別職の業務内容によって額を決めるという考えもありますが，委員の方々はどのように考えるか。

委員・協定項目は具体的に決まっており，内容を覆す議論はできないことである。決めなければならない特別職の報酬を一覧にしたものが，その特別職に見合うかどうかを議論していくことであれば，限られた期間で決めることができるのではないかと思います。

事務局・次回小委員会の開催前に，なるべく早く一覧の資料と設置目的・類似団体・県内の状況について各委員に事前送付させていただくこととしたい。また，検討体制にある幹事会でまとめた事務局案としての額を小委員会に示して，検討していただくこととしてはいかがか。

議長・協定項目で決められていることについては，この調整方針に基づいて決めていくということで確認してよろしいか。

委員・異議なし。

議長・事務局で報酬額の案を一覧で作成し，これに対して議論するということについては，事務局の説明のとおり確認してよろしいか。

委員・異議なし。

(6) 次回会議の開催について

事務局総務班伊藤班長より，資料(P26)に基づき説明。

確認事項

次回会議の開催については，協議の結果，平成17年10月18日(火)午後1時30分から開催することとし，場所については後日連絡することとした。

(7) その他

なし

7 閉会の挨拶・・・進藤副委員長

8 閉会・・・総務班 高橋

